

令和6年第3回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第3号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	1
2	第4号議案	吉川市水道給水条例の一部を改正する条例	17
3	第5号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
4	第6号議案	吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例	37
5	第7号議案	吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	39
6	第8号議案	吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	41
7	第9号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	44
8	第10号議案	吉川市手数料条例の一部を改正する条例	49
9	第11号議案	吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	62
10	第12号議案	吉川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	141
11	第13号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	144
12	第14号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	145
13	第15号議案	教育委員会委員の任命について	146
14	第16号議案	監査委員の選任について	148
15	第17号議案	令和5年度吉川市一般会計補正予算（第8号）	—
16	第18号議案	令和5年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	—
17	第19号議案	令和5年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	—
18	第20号議案	令和5年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—
19	第21号議案	令和5年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	—
20	第22号議案	令和5年度吉川市下水道事業会計補正予算（第2号）	—
21	第23号議案	令和6年度吉川市一般会計予算	—
22	第24号議案	令和6年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
23	第25号議案	令和6年度吉川市介護保険特別会計予算	—

24	第 26 号議案	令和 6 年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
25	第 27 号議案	令和 6 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計予算	—
26	第 28 号議案	令和 6 年度吉川市水道事業会計予算	—
27	第 29 号議案	令和 6 年度吉川市下水道事業会計予算	—
28	第 30 号議案	令和 6 年度吉川市農業集落排水事業会計予算	—

第3号議案

吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項号等」という。）が存在する場合には、当該移動項号等を当該移動後項号等とし、移動項号等に対応する移動後項号等が存在しない場合には、当該移動項号等（以下「削除項号等」という。）を削り、移動後項号等に対応する移動項号等が存在しない場合には、当該移動後項号等（以下「追加項号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除項号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。 (1) 略 (2) おおむね65歳以上の虚弱者に対する福祉 施策 ア～カ 略	第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。 (1) 略 (2) おおむね65歳以上の虚弱者に対する福祉 施策 ア～カ 略 <u>キ</u> 買い物支援事業 <u>ク</u> 日常生活サポートサービス <u>ケ</u> 生活安心ヘルプサービス

<p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>(3) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス 事業対象者に対する福祉施策</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用</u> <u>の助成</u></p> <p>シ 略</p> <p>(4) 要支援者に対する福祉施策</p> <p>ア～ス 略</p> <p>セ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用</u> <u>の助成</u></p> <p>ソ 略</p> <p>(5) 要介護者に対する福祉施策</p> <p>ア～サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>セ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用</u> <u>の助成</u></p> <p>ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>テ 略</p> <p>(6) 身体障害者に対する福祉施策</p>	<p><u>コ ふれあいデイサービス</u></p> <p><u>サ くらしアップデイサービス</u></p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>ソ 略</p> <p>(3) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス 事業対象者に対する福祉施策</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 位置情報提供サービス</p> <p>シ 略</p> <p>(4) 要支援者に対する福祉施策</p> <p>ア～ス 略</p> <p>セ 位置情報提供サービス</p> <p>ソ 略</p> <p>(5) 要介護者に対する福祉施策</p> <p>ア～サ 略</p> <p><u>シ 寝具洗濯乾燥サービス</u></p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>ソ 位置情報提供サービス</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>テ 略</p> <p>(6) 身体障害者に対する福祉施策</p>
---	---

<p>ア～ニ 略</p> <p>ス 略</p> <p>ネ 略</p> <p>ノ 略</p> <p>ハ 略</p> <p>ヒ 略</p> <p>フ 略</p> <p>(7) 知的障害者に対する福祉施策</p> <p>ア～ツ 略</p> <p>テ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用</u> <u>の助成</u></p> <p>ト～ネ 略</p> <p>(8) 難病患者に対する福祉施策</p> <p>ア～ツ 略</p> <p>テ 略</p> <p>ト 略</p> <p>チ 略</p> <p>(9) 精神障害者に対する福祉施策</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用</u> <u>の助成</u></p> <p>チ～ト 略</p> <p>(10) 障害児に対する福祉施策</p> <p>ア～ヌ 略</p> <p>ネ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用</u> <u>の助成</u></p>	<p>ア～ニ 略</p> <p><u>ヌ 寝具洗濯乾燥サービス</u></p> <p>ネ 略</p> <p>ノ 略</p> <p>ハ 略</p> <p>ヒ 略</p> <p>フ 略</p> <p>ヘ 略</p> <p>(7) 知的障害者に対する福祉施策</p> <p>ア～ツ 略</p> <p>テ 位置情報提供サービス</p> <p>ト～ネ 略</p> <p>(8) 難病患者に対する福祉施策</p> <p>ア～ツ 略</p> <p><u>テ 寝具洗濯乾燥サービス</u></p> <p>ト 略</p> <p>チ 略</p> <p>三 略</p> <p>(9) 精神障害者に対する福祉施策</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ 位置情報提供サービス</p> <p>チ～ト 略</p> <p>(10) 障害児に対する福祉施策</p> <p>ア～ヌ 略</p> <p>ネ 位置情報提供サービス</p> <p><u>ノ 寝具洗濯乾燥サービス</u></p>
---	--

<p> \angle 略 \triangle 略 \sqcup 略 \sqsubset 略 \sphericalangle 略 \circ 略 (11) 略 </p> <p>(条例で定める介護福祉の内容)</p> <p>第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p> \triangle 略 \sqcup 略 \sqsubset 略 \sphericalangle 略 \circ 略 \times 略 (11) 略 </p> <p>(条例で定める介護福祉の内容)</p> <p>第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 買い物支援事業 福祉の増進のため、市内に住所を有する買い物が困難な次のいずれかに該当する者を対象に日常生活に必要な物を宅配する施策</u></p> <p><u>ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの者又はこれに準ずる状態にあると認められる規則で定める者</u></p> <p><u>イ おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</u></p> <p><u>(10) 日常生活サポートサービス 社会的孤立感の解消を図るため、市内に住所を有する次のいずれかに該当する者を対象に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第5条の日常生活上の世話のうち入浴、排せ</u></p>
--	---

	<p><u>つ、食事等の介護を除いたものと同等のサービスその他規則で定めるサービスを提供する施策</u></p> <p><u>ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの者又はこれに準ずる状態にあると認められる規則で定める者</u></p> <p><u>イ おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</u></p> <p><u>(11) 生活安心ヘルプサービス 介護保険法第27条第7項前段（同法第28条第4項前段、第29条第2項前段、第30条第2項前段及び第31条第2項前段において準用される場合を含む。）の規定による要介護認定（以下「要介護認定」という。）及び同法第32条第6項前段（同法第33条第4項前段及び第34条第2項前段において準用される場合を含む。）の規定による要支援認定により要介護者及び要支援者のいずれにも該当しないと認められ、かつ、支援が必要と認められるおおむね65歳以上の者（以下「自立と認定された者」という。）を支援するため、当該自立と認定された者を対象に介護保険法施行規則第5条の日常生活上の世話のうち入浴、排せつ、食事等の介護を除いたものと同等のサービスを提供する施策</u></p> <p><u>(12) ふれあいデイサービス 交流の場の提供、介護予防、健康の保持等のため、市内に住所を有する次に掲げるいずれかに該当する者を対象に公共施設等に通所することにより</u></p>
--	--

<p>(9)から(13)まで <u>削除</u></p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>(16) 配食サービス 食生活の改善、健康の増進及び地域社会との交流を図るため、市内に住所を有する次のいずれかに該当する者を対象に食事を配送する施策</p> <p>ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの者</p> <p>イ 略</p> <p>(17) 位置情報提供サービスの<u>利用に係る費用の助成</u> 事故の防止等のため、市内に住所を有し、徘徊等が見られる次のいずれかに該当する者で必要な機器を入手したものを対象に、当該該当する者が徘徊等した場合に早期に発見し、その者を介護する者にその居場所を伝えることができるシステム<u>の利用に係る</u></p>	<p><u>サービスを提供する施策</u></p> <p>ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの者 <u>又はこれに準ずる状態にあると認められる規則で定める者</u></p> <p>イ おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</p> <p>(13) <u>くらしアップデイサービス 自立と認定された者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能等を維持向上、及びその者を介護する者の心身の負担の軽減を図るため、当該自立と認定された者を対象に施設に通所することによりサービスを提供する施策</u></p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>(16) 配食サービス 食生活の改善、健康の増進及び地域社会との交流を図るため、市内に住所を有する次のいずれかに該当する者を対象に食事を配送する施策</p> <p>ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの者 <u>又はこれに準ずる状態にあると認められる規則で定める者</u></p> <p>イ 略</p> <p>(17) 位置情報提供サービス 事故の防止等のため、市内に住所を有し、徘徊等が見られる次のいずれかに該当する者で必要な機器を入手したものを対象に、当該該当する者が徘徊等した場合に早期に発見し、その者を介護する者にその居場所を伝えることができるシステム<u>を利用できるようにする施策</u></p>
---	---

<p>常生活に要する費用として規則で定める費用を負担するものとする。この場合において、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>4 次に掲げる福祉施策を利用する者又はその者の介護をする者は、当該福祉施策に要する費用として市長が定める額の100分の10に相当する額を負担するものとする。この場合において、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 緊急時通報システム端末の貸与の利用をする者は、<u>その利用に要する費用</u>として市長が定める額を負担するものとする。<u>ただし、生活保護法による保護を受けている者及び中国残留邦人</u></p>	<p>常生活に要する費用として規則で定める費用を負担するものとする。この場合において、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>ふれあいデイサービス</u></p> <p>(2) <u>くらしアップデイサービス</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>4 次に掲げる福祉施策を利用する者又はその者の介護をする者は、当該福祉施策に要する費用として市長が定める額の100分の10に相当する額を負担するものとする。この場合において、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日常生活サポートサービス</u></p> <p>(3) <u>生活安心ヘルプサービス</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>寝具洗濯乾燥サービス</u></p> <p>(7) <u>施設入浴</u></p> <p>(8) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 緊急時通報システム端末の貸与の利用をする者は、<u>利用の開始のために必要な費用</u>として市長が定める額を負担するものとする。</p>
--	---

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す
る法律第14条第1項に規定する支援給付（中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律の一部を改正する
法律（平成19年法律第127号）附則第4条
第1項本文に規定する支援給付及び中国残留邦
人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立
の支援に関する法律の一部を改正する法律（平
成25年法律第106号）附則第2条第1項又
は第2項の規定によりなお従前の例によること
とされた同法による改正前の中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律第14条第1項に規定する支援給
付を含む。）を受けている者については、全額
を免除する。

9 略

10 市長は、第3項から第5項まで及び第8項
の市長が定める額を定め、又は変更したとき
は、告示しなければならない。

（介護福祉の利用制限）

第12条 略

2～4 略

9 位置情報提供サービスの利用をする者は、利
用の開始のために必要な費用として市長が定め
る額を負担するものとする。

10 略

11 市長は、第3項から第5項まで、第8項及
び第9項の市長が定める額を定め、又は変更し
たときは、告示しなければならない。

（介護福祉の利用制限）

第12条 略

2～4 略

5 ふれあいデイサービス及びくらしアップデイ
サービスは、同時に利用することができない。

<p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第38条</u>第1項第1号に掲げる者 <u>27,846円</u></p> <p>(2) 令<u>第38条</u>第1項第2号に掲げる者 <u>35,802円</u></p> <p>(3) 令<u>第38条</u>第1項第3号に掲げる者 <u>42,228円</u></p> <p>(4) 令<u>第38条</u>第1項第4号に掲げる者 <u>53,244円</u></p> <p>(5) 令<u>第38条</u>第1項第5号に掲げる者 <u>6</u></p>	<p><u>6</u> <u>65歳以上の虚弱者は、次に掲げるそれぞれの福祉施策について、第10条第3項又は第4項の市長が定める額を合計した額が介護保険法第55条第1項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額を勘案して規則で定める額を超えて利用することができない。</u></p> <p>(1) <u>ふれあいデイサービス又はくらしアップデートサービス</u></p> <p>(2) <u>日常生活サポートサービス</u></p> <p>(3) <u>生活安心ヘルプサービス</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）<u>第39条</u>第1項第1号に掲げる者 <u>29,064円</u></p> <p>(2) 令<u>第39条</u>第1項第2号に掲げる者 <u>37,783円</u></p> <p>(3) 令<u>第39条</u>第1項第3号に掲げる者 <u>43,596円</u></p> <p>(4) 令<u>第39条</u>第1項第4号に掲げる者 <u>50,571円</u></p> <p>(5) 令<u>第39条</u>第1項第5号に掲げる者 <u>5</u></p>
---	---

<p><u>1, 200円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> 7</p> <p><u>3, 440円</u></p>	<p><u>8, 128円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 69, 753</p> <p>円</p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）</u> <u>第292条第1項第13号に規定する合計</u> <u>所得金額（以下「合計所得金額」とい</u> <u>う。）（租税特別措置法（昭和32年法律</u> <u>第26号）第33条の4第1項若しくは第</u> <u>2項、第34条第1項、第34条の2第1</u> <u>項、第34条の3第1項、第35条第1</u> <u>項、第35条の2第1項、第35条の3第</u> <u>1項又は第36条の規定の適用がある場合</u> <u>には、当該合計所得金額から令第22条の</u> <u>2第2項に規定する特別控除額を控除して</u> <u>得た額とし、当該合計所得金額が零を下回</u> <u>る場合には、零とする。以下同じ。）が</u> <u>1, 200, 000円未満である者であ</u> <u>り、かつ、前各号のいずれにも該当しない</u> <u>もの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保</u> <u>険料額についてこの号の区分による額を適</u> <u>用されたならば保護を必要としない状態と</u> <u>なるもの（令第39条第1項第1号イ</u> <u>（(1)に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第 <u>8号イ、第9号イ又は第10号イに該当す</u> <u>る者を除く。）</u></p>
<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> 7</p> <p><u>6, 500円</u></p>	<p>(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> 72, 660</p> <p>円</p> <p><u>ア 合計所得金額が2, 100, 000円未</u></p>

<p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 9 <u>1,800円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> 10 <u>4,040円</u></p>	<p><u>満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者</u> 87, 192 円</p> <p><u>ア 合計所得金額が3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する者</u> 98, 817 円</p> <p><u>ア 合計所得金額が4,300,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ</u></p>
--	---

<p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>116,280円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>128,520円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>140,760円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>146,880円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,442円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,442円</u>」とあるのは、「<u>23,562円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>((1)に係る部分を除く。)</u>又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>104,630円</u> ア <u>合計所得金額が5,400,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</u></p> <p>(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>110,443円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,438円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,438円</u>」とあるのは、「<u>23,251円</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,442円」とあるのは、「41,922円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、同号ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割により算定した当該第1号被保険者にかかる保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した額の合計額とする。

4 略

附 則

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,438円」とあるのは、「40,689円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第15条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に介護保険法施行令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。)、同号ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割により算定した当該第1号被保険者にかかる保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割により算定した額の合計額とする。

4 略

附 則

(福祉施策の負担金に関する経過措置)	(福祉施策の負担金に関する経過措置)
<p data-bbox="220 235 351 264">第4条 略</p> <p data-bbox="220 302 805 1556">2 市長は、介護保険法第18条第1号の介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービスを利用する要介護者（この条例施行の際、現に特別養護老人ホームへの入所を利用している者を除く。以下この項において同じ。）、同条第2号の予防給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス若しくは同法第115条の45第1項第1号の第1号事業のうち同法第115条の45の3の指定事業者により提供されるサービス（以下この項において「指定サービス」という。）を利用する要支援者、同法第18条第3号の市町村特別給付に係るサービスを利用する要介護者又は指定サービスを利用する介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める第1号被保険者で、<u>令第38条第1項第1号に掲げる者に該当するもの</u>に対し当分の間、規則で定めるところにより当該居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス又は指定サービスに係る負担金を補助するものとする。</p> <p data-bbox="220 1590 805 1881">3 市長は、次に掲げる福祉施策を利用する者で、<u>令第38条第1項第1号又はこれらの者と同等の状態にあると市長が認めるもの</u>に対し当分の間、規則で定めるところにより福祉施策に係る負担金を減額するものとする。</p>	<p data-bbox="831 235 962 264">第4条 略</p> <p data-bbox="831 302 1420 1556">2 市長は、介護保険法第18条第1号の介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービスを利用する要介護者（この条例施行の際、現に特別養護老人ホームへの入所を利用している者を除く。以下この項において同じ。）、同条第2号の予防給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス若しくは同法第115条の45第1項第1号の第1号事業のうち同法第115条の45の3の指定事業者により提供されるサービス（以下この項において「指定サービス」という。）を利用する要支援者、同法第18条第3号の市町村特別給付に係るサービスを利用する要介護者又は指定サービスを利用する介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める第1号被保険者で、<u>介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者に該当するもの</u>に対し当分の間、規則で定めるところにより当該居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス又は指定サービスに係る負担金を補助するものとする。</p> <p data-bbox="831 1590 1420 1937">3 市長は、次に掲げる福祉施策を利用する者で、<u>介護保険法施行令第39条第1項第1号又はこれらの者と同等の状態にあると市長が認めるもの</u>に対し当分の間、規則で定めるところにより福祉施策に係る負担金を減額するものとする。</p> <p data-bbox="853 1971 1220 2004"><u>(1) 日常生活サポートサービス</u></p>

<p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p>	<p><u>(2)</u> 生活安心ヘルプサービス</p> <p><u>(3)</u> ふれあいデイサービス</p> <p><u>(4)</u> くらしアップデイサービス</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 寝具洗濯乾燥サービス</p> <p><u>(8)</u> 施設入浴</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第16号アの改正は、令和7年4月1日から施行する。

(介護保険料の適用区分)

- 2 この条例による改正後の吉川市介護福祉総合条例第13条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

社会情勢や利用者を取り巻く環境の変化を踏まえ、高齢福祉サービスの見直しを行うとともに、第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第4号議案

吉川市水道給水条例の一部を改正する条例

吉川市水道給水条例（昭和54年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 本水道事業の給水区域は、市内全域とする。ただし、<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が公益上その他必要と認めるときは、特に吉川市以外に給水することができる。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 本水道事業の給水区域は、市内全域とする。ただし、<u>市長</u>が公益上その他必要と認めるときは、特に吉川市以外に給水することができる。</p>
<p>(給水装置の用途区分)</p> <p>第5条 給水装置の用途区分は、次に定めるとお</p>	<p>(給水装置の用途区分)</p> <p>第5条 給水装置の用途区分は、次に定めるとお</p>

<p>りとする。</p> <p>(1) 一般用 <u>次号に掲げる用途以外の用途のために使用するもの</u></p> <p>(2) 臨時用 <u>工事用等のため一時的に使用するもの</u></p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、増設又は撤去をしようとする者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(加入者分担金)</p> <p>第7条 給水装置の新設（以下「新設工事」という。）又は改造工事に伴い既存の<u>市の水道メーター</u>（以下「メーター」という。）より大きな口径の<u>メーター</u>に変更（以下「増径工事」という。）を行う者は、新設工事にあつては<u>メーター</u>の口径に応じて、別表に定める金額に当該額を課税標準として課されるべき消費税額に相当する額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（以下これらを「消費税相当額」という。）を加えて得た</p>	<p>りとする。</p> <p>(1) 一般用 <u>一般家庭用として使用するもの</u></p> <p>(2) <u>官公署用</u> <u>官公署に給水するもの</u></p> <p>(3) <u>営業用</u> <u>料理飲食店娯楽場等営業に関するもの</u></p> <p>(4) 臨時用</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、増設又は撤去をしようとする者は、<u>市長</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、<u>市長</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(加入者分担金)</p> <p>第7条 給水装置の新設（以下「新設工事」という。）又は改造工事に伴い既存の<u>メーター器</u>より大きな口径の<u>メーター器</u>に変更（以下「増径工事」という。）を行う者は、新設工事にあつては<u>メーター器</u>の口径に応じて、別表に定める金額に当該額を課税標準として課されるべき消費税額に相当する額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（以下これらを「消費税相当額」という。）を加えて得た額を、増径工事に<u>あつては</u>、別表</p>
---	---

<p>額を、増径工事に<u>あつては別表により</u>改造後の<u>メーター</u>の口径に対応する額から既存の<u>メーター</u>の口径に対応する額を控除した額に消費税相当額を加えて得た額を分担金として、納付書により納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。</p> <p>2 分担金は、給水申込み又は改造申込みの際納付しなければならない。ただし、<u>管理者</u>は、特別の事情があると認めた場合は、その額を減免することができる。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第8条 給水装置の新設、改造、増設又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、増設又は撤去する者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認めたものについては、市の負担とする。</p> <p>(工事の施工)</p> <p>第9条 給水装置工事は、<u>管理者</u>又は<u>管理者</u>が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が、設計及び工事を施工する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査及び材料検査を受け、かつ、</p>	<p>により改造後の<u>メーター</u>の口径に対応する額から既存の<u>メーター</u>の口径に対応する額を控除した額に消費税相当額を加えて得た額を分担金として、納付書により納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。</p> <p>2 分担金は、給水申込み又は改造申込みの際納付しなければならない。ただし、<u>市長</u>は、特別の事情があると認めた場合は、その額を減免することができる。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第8条 給水装置の新設、改造、増設又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、増設又は撤去する者の負担とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたものについては、市の負担とする。</p> <p>(工事の施工)</p> <p>第9条 給水装置工事は、<u>市長</u>又は<u>市長</u>が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が、設計及び工事を施工する場合は、あらかじめ<u>市長</u>の設計審査及び材料検査を受け、かつ、</p>
---	---

<p>つ、工事しゅん工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条の2 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から<u>メーター</u>までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から<u>メーター</u>までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>が施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の</p>	<p>工事しゅん工後に<u>市長</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条の2 <u>市長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から<u>水道メーター</u>までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から<u>水道メーター</u>までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第10条 <u>市長</u>が施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第11条 <u>市長</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の</p>
--	--

<p>概算額を予納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第12条 <u>管理者</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。</p> <p>(給水の申込み)</p> <p>第14条 水道を使用しようとする者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は<u>管理者</u>が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>概算額を予納しなければならない。ただし、<u>市長</u>がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。</p> <p>(給水の申込み)</p> <p>第14条 水道を使用しようとする者は、<u>市長</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は<u>市長</u>が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>
---	---

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が必要と認めた者</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(<u>メーター</u>の設置)</p> <p>第17条 給水量は、<u>メーター</u>により計量する。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>メーター</u>は給水装置に設置し、その位置は<u>管理者</u>が定める。</p> <p>(<u>メーター</u>の貸与)</p> <p>第18条 <u>メーター</u>は、<u>管理者</u>が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(水道の使用中止及び変更等の届出)</p> <p>第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>メーターの口径又は給水装置の用途</u>を変更するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が必要と認めた者</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(<u>水道メーター</u>の設置)</p> <p>第17条 給水量は、<u>市の水道メーター</u>（以下「<u>メーター</u>」という。）により計量する。ただし、<u>市長</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>メーター</u>は給水装置に設置し、その位置は<u>市長</u>が定める。</p> <p>(<u>メーター</u>の貸与)</p> <p>第18条 <u>メーター</u>は、<u>市長</u>が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(水道の使用中止及び変更等の届出)</p> <p>第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 用途を変更するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当</p>
---	---

<p>するときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第20条 私設消火栓は、消防又は<u>消防演習</u>のほか、使用してはならない。</p> <p>2 私設消火栓を<u>消防演習</u>に使用するときは、<u>管理者</u>の指定する職員の立会いを要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、これを徴収しない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置及び水質の検査)</p> <p>第22条 <u>管理者</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(料金)</p>	<p>するときは、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第20条 私設消火栓は、消防又は<u>消防の演習</u>のほか、使用してはならない。</p> <p>2 私設消火栓を<u>消防の演習</u>に使用するときは、<u>市長</u>の指定する職員の立会いを要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、これを徴収しない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置及び水質の検査)</p> <p>第22条 <u>市長</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(料金)</p>
--	---

第24条 料金は、次に掲げる表の区分による基本料金と従量料金の額に消費税相当額を加えて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

用途	基本料金（1月）		従量料金（1月）1立方メートル当たり
	メーターの口径	料金	
一般 用	13ミリメートル	1,000円	4立方メートルまでの分 16円 4立方メートルを超え10立方メートルまでの分 20円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 160円 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 195円 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 275円 50立方メートルを超え70立方メートルまでの分 350円
	20ミリメートル		
	25ミリメートル	1,600円	
	30ミリメートル	2,400円	
	40ミリメートル	4,400円	
	50ミリメートル	7,050円	

第24条 料金は、次に掲げる表の区分による基本料金と超過料金の額に消費税相当額を加えて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

用途	基本料金（1月）		超過料金（1月）1立方メートル当たり	
	使用水量	料金	使用水量	料金
一般 用 <u>官公署用</u> <u>営業用</u>	10立方メートル	950円	11立方メートル以上20立方メートル	130円
			21立方メートル以上30立方メートル	155円
			31立方メートル以上50立方メートル	220円
			51立方メートル以上70立方メートル	280円

	75ミリメートル	16,800円	70立方メートルを超え100立方メートルまでの分 440円
	100ミリメートル	30,700円	100立方メートルを超える分 530円
臨時用		6,000円	600円

(料金の算定)

第25条 料金は、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日（以下この条において「定例日」という。）にメーターの検針（以下この条において「検針」という。）を行い、次のとおり算定する。

(1) 毎月に検針を行うものについては、定例日の属する月分として料金を算定すること。この場合において、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを次の定例日に繰り越して計算し、料金を算定するものとする。

(2) 隔月に検針を行うものについては、定例日に2月分の使用水量の検針を一括して行い、その使用水量により定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定すること。この場合において、各月の使用水量は均等とみなし、

			71立方メートル以上100立方メートル	350円
			101立方メートル以上	420円
臨時用	10立方メートル	5,000円	11立方メートル以上	500円

(料金の算定)

第25条 料金は、毎月又は隔月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを変更することができる。

<p><u>各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、検針の日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は1立方メートルとして算定するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日</u> <u>に検針を行うことができる。</u></p> <p>(使用水量の認定)</p> <p>第25条の2 <u>管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。</u></p> <p>(1) <u>メーターに異常があったとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第26条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月又は隔月ごとに徴収する。 ただし、<u>管理者が必要と認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(特別な場合における<u>料金の算定</u>)</p> <p>第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は<u>中止した場合の基本料金の額は、第24条の表に規定する基本料金の額に、次の各号に掲げる使用期間の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>15日以内 100分の50</u></p> <p>(2) <u>15日を超え1月以内 100分の100</u></p>	<p>(使用水量の認定)</p> <p>第25条の2 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。</u></p> <p>(1) <u>メーター器に異常があったとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第26条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月又は隔月ごとに徴収する。 ただし、<u>市長が必要と認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(特別な場合における<u>使用料の算定</u>)</p> <p>第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は<u>中止したときの料金は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>基本料金は、検針日より数えて15日以内は半額とする。</u></p> <p>(2) <u>超過料金は、前号の半額に相当するものに</u></p>
--	---

<p><u>2 前項に規定する場合において、その月分の従量料金を算定するときにおける第24条の表に規定する従量料金の使用水量は、当該使用水量に、同項各号に掲げる使用期間の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た水量とする。</u></p> <p>(臨時使用の場合の概算料金の前納)</p> <p>第28条 <u>管理者</u>は、臨時給水その他必要と認めるときは、給水装置の使用者の申込みの際、<u>管理者</u>が定める料金を前納させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>各種証明書を交付するとき</u> 1件につき 300円</p> <p>(7) <u>配水管網図又は給水工事図の写しを交付す</u></p>	<p><u>対しては、基本水量の2分の1を超過した水量に対して算定する。</u></p> <p>(臨時使用の場合の概算料金の前納)</p> <p>第28条 <u>市長</u>は、臨時給水その他必要と認めるときは、給水装置の使用者の申込みの際、<u>市長</u>が定める料金を前納させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) <u>市長が、給水装置工事の設計をするとき</u> 1件につき 1,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
---	---

<p>るとき</p> <p>1件につき 100円</p> <p>(料金、手数料等の減額又は免除)</p> <p>第30条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第31条 <u>管理者</u>は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の</p>	<p>(料金、手数料等の減額又は免除)</p> <p>第30条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第31条 <u>市長</u>は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 <u>市長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微</p>
--	---

<p>軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第33条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第34条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(市の責務)</p> <p>第35条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>	<p>な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第33条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第34条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(市の責務)</p> <p>第35条 <u>市長</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>
---	--

別表（第7条関係）		別表（第7条関係）			
メーターの口径	分担金	メーター の口径	13ミリ メートル	20ミリ メートル	25ミリ メートル
13ミリメートル	300,000円	分担金	300, 000円	300, 000円	700, 000円
20ミリメートル	300,000円	メーター の口径	30ミリ メートル	40ミリ メートル	50ミリ メートル
25ミリメートル	700,000円	分担金	1,40 0,00 0円	2,80 0,00 0円	3,90 0,00 0円
30ミリメートル	1,400,000 円	メーター の口径	75ミリ メートル	100ミ リメー トル	本表以外 の口径
40ミリメートル	2,800,000 円	分担金	11,7 00,0 0円	23,4 00,0 0円	市長が別 に定める
50ミリメートル	3,900,000 円	メーター の口径	その他の口径	000円	000円
75ミリメートル	11,700,00 0円	分担金	管理者が別に定める		
100ミリメートル	23,400,00 0円				
その他の口径	管理者が別に定める				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第32条第2項の改正（「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第24条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後最初の検針により支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

提案理由

持続可能で強靱な信頼される水道の実現のため、水道料金を改定し、手数料の新設及び廃止をするとともに、水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴う所要の改正
その他用語の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる<u>重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい</u><u>い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示<u>しなければならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p>

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(7)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</p>
---	--

と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(電磁的記録等)

第54条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

(電磁的記録等)

第54条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

<p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の改正は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、施設の重要事項について書面掲示に加えてインターネットにより閲覧できるようにすることを義務付ける規定の追加その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第6号議案

吉川市こども発達センター条例の一部を改正する条例

吉川市こども発達センター条例（平成14年吉川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れのある児童（以下「児童」という。）に対し、日常生活に必要な基本的動作の指導、訓練等を行い、もって福祉の増進に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、吉川市こども発達センター（以下「センター」という。）を吉川市吉川二丁目1番地13に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れのある児童（以下「児童」という。）に対し、日常生活に必要な基本的動作の指導、訓練等を行い、もって福祉の増進に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、吉川市こども発達センター（以下「センター」という。）を吉川市吉川二丁目1番地13に設置する。</p>
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。</p>

(4)及び(5) 略	(4)及び(5) 略
------------	------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第7号議案

吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市子ども医療費支給に関する条例（平成13年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからオまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 他の都道府県又は市町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p>(2) 受給資格者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護しているもの（以下この号において「保護者」という。）のうち主たる生計維持者<u>であり、日本国内に住所を有する者</u>をいう。ただし、子ど</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからエまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 受給資格者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護しているもの（以下この号において「保護者」という。）のうち主たる生計維持者<u>である者</u>をいう。ただし、子どもと生計を同じくする保護</p>

<p>もと生計を同じくする保護者が複数いる場合 で、当該保護者同士が生計を同じくしてい ないときは、当該子どもと同居している保護者 をいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>者が複数いる場合で、当該保護者同士が生計 を同じくしていないときは、当該子どもと同 居している保護者をいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吉川市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る子ども医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る子ども医療費については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

総合的な子育て支援の観点から、入院及び通院に係る子ども医療費支給対象年齢を18歳までに拡大するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第8号議案

吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年吉川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 略	第2条 略
2及び3 略	2及び3 略
<u>4 この条例において「養育者家庭」とは、前項各号のいずれかに該当する児童を養育者が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする家庭をいう。</u>	
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略
<u>7</u> 略	<u>6</u> 略
<u>8</u> 略	<u>7</u> 略
<u>9 この条例において「受給者」とは、市長から第5条第1項の規定に基づき受給者証を交付さ</u>	

<p>れる次条に定める対象者のことをいう。</p> <p>10 この条例において「現物給付」とは、市が受給者に代わってひとり親家庭等医療費を医療機関等に支払うことをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する<u>ひとり親家庭又は養育者家庭</u>の次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 日本国内に住所を有しない者</u></p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者について、受給者としな</u></p> <p>い。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親</p>	<p>8 この条例において「現物給付」とは、市が<u>第6条に規定する受給者</u>に代わってひとり親家庭等医療費を医療機関等に支払うことをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第6条に規定する受給者</u>としな</p> <p>い。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(受給者証の交付)</p> <p>第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親</p>
---	--

<p>等は、<u>そのひとり親家庭又は養育者家庭の対象者</u>について、規則で定めるところにより市長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する書面（以下「<u>受給者証</u>」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請において、<u>受給者証を交付しないことを決定したときは</u>、規則で定めるところにより申請者に通知するものとする。</p> <p>（支給の範囲）</p> <p>第6条 市は、<u>受給者</u>にひとり親家庭等医療費を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。</p>	<p>等は、<u>その家庭に属する対象者</u>について、規則で定めるところにより市長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する書面（以下「<u>受給者証</u>」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請において、<u>対象者でない</u>と決定したときは、規則で定めるところにより申請者に通知するものとする。</p> <p>（支給の範囲）</p> <p>第6条 市は、<u>受給者証の交付を受けている者</u>（以下「<u>受給者</u>」という。）にひとり親家庭等医療費を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

ひとり親家庭等医療費の対象者について、児童扶養手当の対象者と同一にするため、その要件に日本国内に住所を有する規定を追加するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第9号議案

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>35,000</u>円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>33,000</u>円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支</p>

<p>援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額</p>	<p>援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者の基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額</p>
---	--

<p>(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>24,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>7,700円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>17,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>5,500円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>7,00</u></p>	<p>(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>23,100円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>6,300円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>16,500円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>4,500円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>6,60</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;"><u>0円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>2,200円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,250円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>14,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者</p>	<p style="text-align: center;"><u>0円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者1人について<u>1,800円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,950円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者</p>
---	---

<p>支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 650円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 750円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 500円</u></p> <p>3 略</p>	<p>支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 350円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 250円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 500円</u></p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国民健康保険制度の健全で安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第10号議案

吉川市手数料条例の一部を改正する条例

吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料 の額	区分	事務の種類	手数料 の額
略			略		
2 住 民 関 係	(1) 略 (2) <u>戸籍電子証明書提供用 識別符号の発行（情報通 信技術を活用した行政の 推進等に関する法律（平 成14年法律第151 号）第7条第1項の規定 により同法第6条第1項 に規定する電子情報処理 組織を使用する方法（総 務省令で定めるものに限 る。以下同じ。）により 戸籍電子証明書提供用識 別符号の発行を行う場合 （当該発行に係る戸籍電</u>	略 <u>1 件に つき 4 0 0 円</u>	2 住 民 関 係	(1) 略	略

<p>子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
<p>(3) 略</p>	<p>略</p>		<p>(2) 略</p>	<p>略</p>
<p>(4) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定に</p>	<p>1 件につき 7 0 0 円</p>			

	<p>より同項に規定する電子 情報処理組織を使用する 方法により行われた場合 に限る。)における当該 発行及び除籍電子証明書 提供用識別符号の発行に 係る除籍電子証明書の請 求を行う者が同時に当該 除籍電子証明書が証明す る事項と同一の事項を証 明する除かれた戸籍の謄 本若しくは抄本又は除籍 証明書の請求を行う場合 における当該発行を除 く。)</p> <p>(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略</p>	略		<p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略</p>	略
--	--	---	--	--	---

	(19) 略			(17) 略	
	(20) 略			(18) 略	
3 建設関係	(1)～(9) 略 (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する	略	3 建設関係	(1)～(9) 略 (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第	略

	<p>法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出された場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。）に係るもの a及びb 略</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する</p>		<p>6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出された場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。）に係るもの a及びb 略</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する非</p>
--	---	--	---

	<p>非住宅部分をいう。</p> <p>以下(19)までにおいて同じ。)に係るもの</p> <p>a 及び b 略</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条2項の適合性判定</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(13) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の適合性判定</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項各号に適合している</u></p>		<p>住宅部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。)に係るもの</p> <p>a 及び b 略</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条2項の適合性判定</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(13) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の適合性判定</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項各号に適合しているこ</u></p>
--	--	--	--

<p>ことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(14) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の軽微な変更</u>に該当していることを証明する書面の交付</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(15) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1</u></p>	<p>とを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(14) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微な変更</u>に該当していることを証明する書面の交付</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(15) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項</u></p>
---	---

	<p>項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ <u>建築物のエネルギー</u></p>		<p>各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ <u>建築物のエネルギー</u></p>
--	---	--	--

	<p><u>消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>オ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(16) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法第6</u></p>		<p><u>消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>オ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(16) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法第6条</u></p>
--	--	--	--

	<p>条第1項の確認を伴うものに限る。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(17) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の認定</u> (建築基準法第6条第1項の確認を伴うものを除く。)</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める</p>		<p>第1項の確認を伴うものに限る。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(17) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の認定</u> (建築基準法第6条第1項の確認を伴うものを除く。)</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基</p>
--	---	--	--

	<p>基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号</u>に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(18) <u>建築物のエネルギー</u></p>		<p>準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u>において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号</u>に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(18) <u>建築物のエネルギー</u></p>
--	---	--	--

<p><u>消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の認定（建築基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。）</u></p> <p>(19) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の認定</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第7条第1項に規定する説明書（イからオまでにおいて「説明書」という。）が提出された場合</u></p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(20)～(28) 略</p>	<p><u>消費性能の向上に関する法律第36条第1項の認定（建築基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。）</u></p> <p>(19) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の認定</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第7条第1項に規定する説明書（イからオまでにおいて「説明書」という。）が提出された場合</u></p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(20)～(28) 略</p>
略	略

附 則

この条例中別表2の項の改正は令和6年3月1日から、同表3の項の改正は同年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、新たに発行が可能となる戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料の新設その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第11号議案

吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年吉川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動項号に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動項号(以下「削除項号」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第6条 略	第6条 略
2～4 略	2～4 略
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等

<p>がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>敷地</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の</p>	<p>がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p> <p>(12) 略</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>施設</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の</p>
--	---

管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第230条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示</p>	<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>
--	--

<p>しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第26条第10項に規定する訪問看護報告書</u></p> <p>(5) <u>第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) <u>第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p>	<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第26条第11項に規定する訪問看護報告書</u></p> <p>(5) <u>第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p>
--	--

<p>(7) <u>第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) <u>第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u></p>	<p>(6) <u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) <u>第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>指定介護療養型医療施設</u></p> <p>(12) 略</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u></p>
---	--

<p><u>業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるも</p>	<p>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事す</p>
--	---

<p>のとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等</p>	<p>ることができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の</p>
---	---

<p>の記録</p> <p><u>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を</u></p>	<p>記録</p> <p><u>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
--	--

<p><u>除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第77条 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第67条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) <u>前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第77条 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>
---	--

<p>(準用)</p> <p>第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第60条、第62条、第63条第4項及び第64条から第77条までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項、第</p>	<p>(準用)</p> <p>第78条の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第60条、第62条、第63条第4項及び第64条から第77条までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項、第</p>
---	---

<p>71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号中</u>「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号中</u>「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第82条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第88条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、</u></p>	<p>71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号中</u>「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号中</u>「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第82条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第88条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
--	---

<p><u>身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第95条 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) <u>第88条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>次条において準用する第76条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第95条 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処</u></p>
--	---

<p>処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第99条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第102条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）</p>	<p>置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第99条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第102条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）</p>
--	--

の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第111条第7項、第138条第9項及び第218条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方

の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第111条第7項、第138条第9項及び第218条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない

2 略

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方

<p>針)</p> <p>第105条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第106条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第99条又は第103条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>針)</p> <p>第105条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第106条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第99条又は第103条の管理者をいう。以下この条及び<u>次条</u>において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>
--	---

<p>(記録の整備)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第105条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 次条において準用する第76条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第111条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第108条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第111条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に</p>
---	---

掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	略
---	--	---

略

7～13 略

(管理者)

第112条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	略
---	--	---

略

7～13 略

(管理者)

第112条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設号のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指

<p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第220条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に定める者をいう。次条、第139条第3項、第140条、<u>第219条第3項及び第220条</u>において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p><u>定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の業務（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第220条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に定める者をいう。次条、第139条第3項、第140条及び第220条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、平成24年厚生労働省告示第2号に定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
--	--

<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第121条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第121条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
---	--

<p>(9) 略</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第134条 略</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第134条の2 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第135条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>	<p>(8) 略</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第134条 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第135条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>
---	--

<p>(4) 第121条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p>	<p>(4) 第121条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p>
<p>(管理者)</p> <p>第139条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第139条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2及び3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第149条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供</p>	<p>2及び3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第149条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供</p>

する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第153条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条

する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第153条 略

<p>第17項に規定する第2種協定指定医療機関 (以下「第2種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症（同条第7項に規定する 新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規 定する指定感染症又は同条第9項に規定する新 感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応 を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協 力医療機関が第2種協定指定医療機関である場 合においては、当該第2種協定指定医療機関と の間で、新興感染症の発生時等の対応について 協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利 用者が協力医療機関その他の医療機関に入院し た後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可 能となった場合においては、再び当該指定認知 症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居さ せることができるように努めなければならな い。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第155条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利 用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。 い。</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第155条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利 用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。 い。</p>
--	--

<p>(1) 略</p> <p>(2) 第143条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第145条第6項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第156条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条、<u>第133条及び第134条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第150条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 第143条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第145条第6項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第156条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条<u>及び第133条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第150条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護</p>
---	--

<p>とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第128条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第131条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第158条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項</u>の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第128条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第131条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第158条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>第1項</u>及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p>
---	---

<p>8～10 略</p> <p>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</p> <p>(1) 第176条において準用する第134条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>ウ 緊急時の体制整備</p> <p>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</p> <p>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</p> <p>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</p> <p>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</p>	<p>8～10 略</p>
--	---------------

<p>(管理者)</p> <p>第159条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第174条 略</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第159条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第174条 略</p>
---	--

<p>者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第175条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第175条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>
--	--

<p>(2) 第163条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第165条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第173条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第176条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで、<u>第128条及び第134条の2の規定</u>は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所</p>	<p>(2) 第163条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第165条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第173条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第176条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで<u>及び第128条の規定</u>は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」と</p>
--	---

<p>介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第178条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u> (病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(設備)</p> <p>第179条 指定地域密着型介護老人福祉施設の</p>	<p>あるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第178条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> (病床数100以上の病院の場合に限る。) <u>又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(設備)</p> <p>第179条 指定地域密着型介護老人福祉施設の</p>
---	---

設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時の対応)

第192条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第178条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の

設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時の対応)

第192条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第178条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

<p><u>医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第193条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第194条 計画担当介護支援専門員は、第185条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第184条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行うこと。</u></p> <p>(6) 第202条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>の記録を行うこと。</u></p> <p>(7) 第204条において準用する第38条第2</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第193条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第194条 計画担当介護支援専門員は、第185条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第184条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録すること。</u></p> <p>(6) 第202条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録すること。</u></p> <p>(7) 第204条において準用する第38条第2</p>
---	--

<p>項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第199条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第199条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）を定めておかなければならない。</u></p>
--	---

<p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>	
<p>6 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第182条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第184条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の</p>	<p>2 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第182条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第184条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状</p>

<p>状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条、<u>第75条第1項から第4項まで及び第134条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第195条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」と</p>	<p>況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条<u>及び第75条第1項から第4項までの</u>規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第195条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4</p>
---	---

<p>あるのは「第9章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(準用)</p> <p>第216条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、<u>第134条の2</u>、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第213条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並</p>	<p>節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第214条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(準用)</p> <p>第216条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第213条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2</p>
--	--

<p>びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」と、同条第5号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同条第6号中「第204条」とあるのは「第216条」と、同条第7号中「第202条第3項」とあるのは「第216条において準用する第202条第3項」と、第203条第2項第2号中「第182条第2項」とあるのは「第216条において準用する第182条第2項」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第216条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第216条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」と、同条第5号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同条第6号中「第204条」とあるのは「第216条」と、同条第7号中「第202条第3項」とあるのは「第216条において準用する第202条第3項」と、第203条第2項第2号中「第182条第2項」とあるのは「第216条において準用する第182条第2項」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第216条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第216条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p>
--	--

<p>(従業者の員数等)</p> <p>第218条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p>8～14 略</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第218条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>8～14 略</p>
<p>(管理者)</p> <p>第219条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの</p>	<p>(管理者)</p> <p>第219条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看</p>

<p>とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第224条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うもの</u>とすること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業</u></p>	<p><u>護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第224条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で妥当適切に行うもの</u>とすること。</p> <p>(2)～(6) 略</p>
--	--

<p><u>者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第228条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第224条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第228条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第224条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録</p>
--	---

<p>(8) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第229条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から<u>第134条の2</u>までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条第3項及び第4項並びに醍4条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項</p>	<p>(8) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第229条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から<u>第134条</u>までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第229条において準用する第129条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条第3項及び第4項並びに醍4条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地</p>
---	--

中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第116条中「第111条第12項」とあるのは「第218条第13項」と、第118条及び第126条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項の表の中欄」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第230条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第78条、第78条の3、第96条、109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）、第143条第1項、第163条第1項及び第182条第1項（第216条において準用する場

域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第116条中「第111条第12項」とあるのは「第218条第13項」と、第118条及び第126条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項の表の中欄」とあるのは「第218条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第230条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第78条、第78条の3、第96条、109条、第136条、第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）、第143条第1項、第163条第1項及び第182条第1項（第216条において準用する場

<p>合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

(吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年吉川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8</p>
--	---

条第25項に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第44条第7項及び第70条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に

条第25項に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項において同じ。)の運営(同条第7項及び第70条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷

<p>従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p>	<p><u>地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p>
---	--

<p>(揭示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>

<p>(3) <u>第42条第11号の規定による身体的拘束</u> <u>その他利用者の行動を制限する行為（以下</u> <u>「身体的拘束等」という。）の態様及び時</u> <u>間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急</u> <u>やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第24条の規定による市への通知に係る記</u> <u>録</u></p> <p>(5) <u>第36条第2項の規定による苦情の内容等</u> <u>の記録</u></p> <p>(6) <u>第37条第2項の規定による事故の状況及</u> <u>び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) 略</p> <p>（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的 取扱方針）</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の 具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提</u> <u>供に当たっては、当該利用者又は他の利用者</u> <u>等の生命又は身体を保護するため緊急やむを</u> <u>得ない場合を除き、身体的拘束等を行っては</u> <u>ならないこと。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、そ</u> <u>の態様及び時間、その際の利用者の心身の状</u> <u>況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ</u> <u>ればならないこと。</u></p>	<p>(3) <u>第24条に規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第36条第2項に規定する苦情の内容等の</u> <u>記録</u></p> <p>(5) <u>第37条第2項に規定する事故の状況及び</u> <u>事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) 略</p> <p>（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的 取扱方針）</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の 具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>
---	---

<p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用すること。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用すること。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 1384 279 1953">略</td> <td data-bbox="279 1384 730 1953"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院 </td> <td data-bbox="730 1384 805 1953">略</td> </tr> </table>	略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="826 1384 890 1953">略</td> <td data-bbox="890 1384 1342 1953"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院 </td> <td data-bbox="1342 1384 1417 1953">略</td> </tr> </table>	略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	略
略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	略					
略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	略					
略	略						

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

<p>2及び3 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回</u></p>	<p><u>関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>2 略</p>
---	---

以上開催するとともに、その結果について、
介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ
と。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘
束等の適正化のための研修を定期的を実施す
ること。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第62条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保
及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた
めの委員会の設置)

第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅

介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能
型居宅介護事業所における業務の効率化、介護
サービスの質の向上その他の生産性の向上に資
する取組の促進を図るため、当該指定介護予防
小規模多機能型居宅介護事業所における利用者
の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員
の負担軽減に資する方策を検討するための委員
会（テレビ電話装置等を活用して行うことがで
きるものとする。）を定期的で開催しなければ
ならない。

(記録の整備)

第63条 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第62条 略

(記録の整備)

第63条 略

<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) 第53条第2項の<u>規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第24条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p>	<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) 第53条第2項に<u>規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第24条に<u>規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に<u>規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(管理者)</p>
<p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができるものとする。</p>	<p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護</u></p>

<p>2及び3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第78条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第82条 略</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介</u></p>	<p><u>事業所の業務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第78条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第82条 略</p>
---	---

護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

<p><u>に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第84条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第75条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第77条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第11条、第12条、第14条、第1</p>	<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第84条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第75条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第77条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第11条、第12条、第14条、第1</p>
--	--

<p>5条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、<u>第61条及び第62条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第79条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類す</p>	<p>5条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び<u>第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第79条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類す</p>
---	--

<p>るもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>るもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
---	--

（吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年吉川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動後項号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後項号等とし、当該移動後項号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後項号等（以下この条において「追加項号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である</u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」<u>という。</u>）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介</p>	<p>(管理者)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従</p>

護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防

支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者

でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

<p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第2条第3項から第8項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、<u>担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当</p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条第3項から第8項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、<u>担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当</p>
---	--

<p>該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）により調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した</p>	<p>該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物により調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第11条 略</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した</p>
---	--

<p>指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため市が設置した介護福祉推進協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条第3項から第8項まで、この章及び次章の規定（<u>第31条第29号の規定を除く。</u>）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(揭示)</p> <p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込</p>	<p>指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため市が設置した介護福祉推進協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条第3項から第8項まで、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(揭示)</p> <p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込</p>
--	--

<p>者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>第31条第16号の規定による評価の結果の記録</u></p> <p>(3) <u>第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを</u></p>	<p>者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>第31条第16号に規定する評価の結果の記録</u></p>
--	---

<p><u>得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(3)～(14)の2 略</p> <p>(15) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)～(14)の2 略</p> <p>(15) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の</u></p>
---	---

<p><u>イ</u> <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(i) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、</u></p>	<p><u>状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p>
--	--

利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。））においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(16)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこと。

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(16)～(28) 略

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に

<p>において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第31条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第31条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

(吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年吉川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目(以下「移動項号等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目(以下「移動後項号等」という。)が存在する場合には、当該移動項号等を当該移動後項号等とし、移動後項号等に対応する移動項号等が存在しない場合には、当該移動後項号等(以下「追加項号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項、号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項、号及び号の細目の表示並びに追加項号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(従業員の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数</u> <u>(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防</u> <u>支援事業者の指定を併せて受け、又は法第11</u> <u>5条の23第3項の規定により地域包括支援セ</u> <u>ンターの設置者である指定介護予防支援事業者</u> <u>から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業</u> <u>所において指定介護予防支援(法第58条第1</u> <u>項に規定する指定介護予防支援をいう。以下こ</u> <u>の項及び第15条第30号において同じ。)</u> <u>を</u> <u>行う場合にあつては、当該事業所における指定</u> <u>居宅介護支援の利用者の数に当該事業所におけ</u> <u>る指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を</u> <u>乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u> <u>が</u> <u>44又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>指定居宅介護支援</u> <u>事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会</u> <u>(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険</u> <u>中央会という名称で設立された法人をいう。)</u> <u>が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者</u> <u>及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電</u> <u>子計算機と接続された居宅サービス計画の情報</u> <u>の共有等のための情報処理システムを利用し、</u> <u>かつ、事務職員を配置している場合における第</u> <u>1項に規定する員数の基準は、利用者の数が4</u></p>	<p>(従業員の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が</u> <u>35又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>

<p><u>9又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合 (その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合 (その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護</u> (以下この項において「訪問介護等」という。) <u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サー</u></p>
---	--

<p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」と</u></p>	<p><u>ビス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」と</u></p>
---	---

<p>いう。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> <u>第5項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p><u>9</u> 略</p>	<p>いう。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p> <p><u>8</u> 略</p>
---	--

<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供すること。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供すること。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次</p>
---	---

<p>に定めるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(16)～(29) 略</p> <p>(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115</p>	<p>に定めるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p> <p>イ 略</p> <p>(16)～(29) 略</p> <p>(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115</p>
---	---

<p>条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</u></p> <p>(31) 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記</p>	<p>条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>(31) 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記</p>
--	--

<p>録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式</u>その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ</p>
--	---

2 略	<p>て、電子計算機による情報処理の用に供される <u>ものをいう。）</u>により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
-----	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第9条第2項第2号及び第230条第1項の改正、第2条中吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第11条第2項第2号及び第90条第1項の改正、第3条中吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第5条第4項第2号及び第34条第1項の改正並びに第4条中吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第6条第4項第2号及び第33条第1項の改正 公布の日

(2) 第1条中吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条に1項を加える改正、第2条中吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第32条に1項を加える改正、第3条中吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第22条に1項を加える改正及び第4条中吉川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第24条に1項を加える改正
 令和7年4月1日

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 施行日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の吉川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第121条第7号及び第224条第7号並びに第2条の規定による改正後の吉川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第134条の2（新地域密着型サービス基準条例第156条、第176条、第204条、第216条及び第229条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第62条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第199条第1項（新地域密着型サービス基準条例第216条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）の公布に伴い、指定地域密着型サービス等の事業の基準を改正したいので、この案を提出するものである。

第12号議案

吉川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(吉川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年吉川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の</u> <u>8</u> 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の</u> <u>2</u> 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

(吉川市監査委員条例の一部改正)

第2条 吉川市監査委員条例(平成7年吉川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査)	(請求又は要求による監査)

<p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、請求又は要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、請求又は要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
--	--

（吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年吉川市条例第19号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において読み替えて準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第24</u> <u>3条の2の8</u>第8項の条例で定める場合は、賠 償責任に係る賠償額が100,000円以上で ある場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において読み替えて準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第24</u> <u>3条の2の2</u>第8項の条例で定める場合は、賠 償責任に係る賠償額が100,000円以上で ある場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第13号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和7年3月28日まで
- 4 請負金額 変更前 249,700,000円
変更後 242,866,800円
- 5 受注者 住 所 埼玉県三郷市上口一丁目54番13号
コーポローザンヌB棟2号室
氏名又は名称 株式会社松永建設三郷営業所
代表者職氏名 所長 棚瀬貴之

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和5年3月16日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区2号調整池工事（その2）の請負契約について、工事用車両の進入路の変更に伴い仮栈橋の設置が不要になったことや隣接する河川護岸工事との調整により調整池の吐口の河川地盤改良範囲が減少したこと等から、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第14号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区駅前広場工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和6年9月30日まで
- 4 請負金額 変更前 382,800,000円
変更後 398,077,900円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号
氏名又は名称 シン建工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和5年6月13日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区駅前広場工事（その2）の請負契約について、喫煙所の新設及びベンチの追加に伴う増工やシェルター基礎部における地盤改良材を減工すること等から請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第15号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 荒井一美

生年月日 ○○○○○○○○

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会委員の荒井一美氏が令和6年4月22日をもって任期満了となるため、再度任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 荒井一美

生年月日 ○○○○

住 所 ○○○○

最終学歴 ○○○○

経 歴

昭和51年 4月から

三郷市立鷹野小学校教諭

昭和61年 3月まで

昭和61年 4月から

八潮市立八潮第七小学校教諭

平成5年 3月まで

平成5年 4月から

三郷市立立花小学校教諭

平成14年 3月まで

平成14年 4月から

三郷市立前谷小学校教諭

平成17年 3月まで

平成17年 4月から

三郷市立八木郷小学校教諭

平成20年 3月まで

平成20年 4月から

三郷市教育委員会学校教育部指導課指導主事

平成21年 3月まで

平成21年 4月から

三郷市立丹後小学校教頭

平成24年 3月まで

平成24年 4月から

吉川市立三輪野江小学校校長

平成28年 3月まで

平成29年 4月から

吉川市教育委員会社会教育指導員

令和2年 3月まで

令和2年 4月から

吉川市教育委員会委員

現在に至る

第16号議案

監査委員の選任について

監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 高橋俊文

生年月日 ○○○○○○○

令和6年2月26日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

監査委員の大泉将平氏が令和6年4月22日をもって任期満了となるため、その後任に高橋俊文氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 高橋俊文
生年月日 ○○○○○○○○
住 所 ○○○○○○○○
最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 3年 4月から
○○○○○○○○○

平成 7年 3月まで

平成 7年 4月から
○○○○○○○○○

平成 8年 7月まで

平成 8年 8月から
○○○○○○○○○

平成26年10月まで

平成26年10月から

高橋俊文税理士事務所事務所開業

現在に至る

平成24年 4月から

関東信越税理士会越谷支部青年部部長

平成26年 3月まで

令和 5年 4月から

関東信越税理士会越谷支部福祉厚生部部長

現在に至る